

生駒市条例第31号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、」を「6,500円（」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

第7条の2第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の77.5」に改める。

別表中

「

1 級	2 級	3 級
円 134,000	円 183,800	円 221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600
153,800	212,600	
155,300	214,600	
156,800	216,600	
158,300	218,600	
159,700	220,400	
162,300	222,400	
164,900	224,400	
167,500	226,400	
170,200	228,300	
171,900	230,200	
173,600	232,100	
175,300	234,000	
176,800	235,700	
178,600	237,300	
180,400	238,900	
182,200	240,500	
183,800	242,100	
185,300	243,700	
186,800	245,300	
188,300	246,900	
189,600		
190,900		
192,200		
193,500		
194,900		
196,200		
197,500		
198,800		
200,000		
201,300		
202,600		
203,900		
205,100		
206,300		
207,500		
208,700		

「

1 級	2 級	3 級
円 135,600	円 185,800	円 222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800
144,500	200,000	237,700
145,900	201,800	239,600
147,200	203,600	241,500
148,500	205,400	243,400
149,800	207,000	245,300
151,300	208,900	247,200
152,800	210,800	249,000
154,400	212,700	250,800
155,700	214,600	
157,200	216,500	
158,700	218,400	
160,200	220,300	
161,600	222,000	
164,300	223,900	
166,900	225,800	
169,500	227,700	
172,200	229,500	
173,900	231,300	
175,600	233,100	
177,300	234,900	
178,800	236,500	
180,600	238,000	
182,400	239,500	
184,200	241,000	
185,800	242,500	
187,300	244,000	
188,800	245,500	
190,300	247,100	
191,600		
192,900		
194,200		
195,500		
196,900		
198,200		
199,500		
200,800		
202,000		
203,300		
204,600		
205,900		
207,100		
208,200		
209,300		
210,400		

を

に改める。

210,000
211,100
212,200
213,300
214,400
215,500
216,600
217,700
218,800
219,900
221,000
222,100
223,000
224,100
225,200
226,300

211,600
212,600
213,600
214,600
215,600
216,600
217,600
218,600
219,600
220,600
221,600
222,600
223,400
224,400
225,400
226,500

」

」

第 2 条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項第 1 号中「100分の77.5」を「100分の75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条、第 7 条の 2 及び別表の規定は平成 1 9 年 4 月 1 日から、改正後の条例第 1 6 条の規定は同年 1 2 月 1 日から適用する。
（平成 1 9 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成 1 9 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受

ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

(施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。